

那覇市の消防が生まれ変わりました



消防緊急情報指令システムは素早く火災現場を確認します



東町にある松尾分遣所



広報 えっ！東町にある西消防署は、松尾分遣所に？や



日勤者の出勤要請と非番員に非常招集を発令して各種の災害に対応することになります。これは、救急隊も同じことがいえますね。広報 なるほど。よくわかりました。ありがとうございました。

新都市地区の銘効に、消防庁舎ができました。私たち消防士は、ここで毎日、災害や緊急時に備え、厳しい訓練に励んでいます。



昨年10月、那覇市の防災の拠点となる消防庁舎が完成し、それに伴い、署所の統廃合や名称の変更がありました。また、2月3日から新たに、消防緊急情報指令システムも稼働し、さらに迅速な対応が期待されます。ここでは、市で初めて平成15年度に採用された女性消防士のお二人に施設の案内をしてもらいます。



那覇市は、東西に分けられ、東側が中央消防署の管轄、西側が西消防署の管轄。



上の地図を見てください。

那覇市は横長の地形をしており、東側が中央消防署、西側が西消防署の管轄になっています。

例えば、「波の上付近で火事だ」という通報で、消防本部の指令情報課は各署所へ一斉に出動指令を発令します。一番近い松尾分遣所が初めに現場へ到着し、消防活動を開始します。しかし、松尾分遣所が別の災害で出動している場合でも、各署所が一斉に火災現場に向かっているのが、消防・救助活動には支障はありません。

もし、大規模な災害の場合は第二出動指令で各出張所の待機隊に通報されます。

第三出動においては、日勤者の出勤要請と非番員に非常招集を発令して各種の災害に対応することになります。これは、救急隊も同じことがいえますね。広報 なるほど。よくわかりました。ありがとうございました。



消防本部では、2月3日から消防緊急通信指令システムが稼働します。電話連絡だけでなく、自動的に場所が判明し、同時に高所監視カメラが火災現場の様子を映し出します。

また、指令室には関係者以外の立ち入りを禁止するため、目の色合い識別判定機アイリスを利用して個人認識を行っています。その他、夜勤の際に利用



食堂



仮眠室

する食堂や仮眠室、体を鍛えるトレーニング室、また、市民のみなさんが急患手当や防火講話などが勉強できる160名収容の講堂などがあります。

那覇市民のみなさんが広報特派員！投稿者募集

みなさんの住む地域のかくれた情報や特ダネを投稿しませんか？

応募規定

那覇市在住の方
投稿者が住む地域の情報や話題に限定します(エッセイやコラムは不可)
400字詰め原稿用紙1枚程度と投稿内容に関する写真2枚(全景と近景)を同封し、秘書広報課広報班まで郵送ください。(メール・デジタル画像もOK)投稿原稿以外に、投稿者の住所・氏名・年齢・電話番号を忘れずに記載してください。投稿内容は公序良俗に反しないものとします。

応募先

〒900-8585 沖縄県那覇市泉崎1-1-1 那覇市役所 秘書広報課広報班
「市民特派員募集」まで ☎862-9942 FAX869-8190
メールアドレス:kouhou@city.naha.okinawa.jp

注意事項

送料は自己負担。原稿は返却しませんのでご了承ください。掲載にあたり、編集担当者において原稿に手を加える場合があります(その場合はご連絡いたします)。掲載者には、図書券2枚(1,000円相当)をプレゼントします。掲載者へのお知らせは、広報なは「市民の友」への掲載をもって代えさせていただきます。

保育所で英語を体験

広報なは市民特派員 納屋恵さん



では、英語の授業がはじまっています。

吸収力が速い幼児期は英語を体験することで、小学校に行っている方も一度見学ください。

講師は私自身がボランティアとして指導にあたっています。ハローの歌、10人のインディアン、ロンドン橋、ローローユーアポート、アイスリーピングなどの英語の歌をジェスチャーと共に歌って楽しんでいます。



昨年10月末から市立若狭浦保育所にて、英語の体験教室が始まっています。

週1回のペースで30分〜40分(歌やゲームをベースに行われ、市立保育所では初めての取り組みです。)



那覇市若狭浦保育所 ☎867-7233

那覇市NPO活動支援基金のご案内

～あなたの市民活動をサポートします～

募集期間 2月2日(月)～27日(金)
選考決定 4月24日(土)公開審査において
応募資格
・非営利団体で社会貢献活動をしている団体
・那覇市を主な活動の場としている団体
・他の助成金を受けていない団体
助成金額
10万円コース……5団体
20万円コース……5団体
50万円コース……3団体

お問い合わせ
那覇市NPO活動支援センター ☎861-5024

平成16年4月分から 下水道料金が変わります

下水道は、快適な生活を営むための基盤施設です。下水道財政を健全に運営していくために、料金改定へご理解とご協力をお願いします

種別	区分	水量	新料金(円)	旧料金(円)
一般汚水	基本	10m ³ まで	610	532
		10m ³ を超え30m ³ まで	82	72
		30m ³ を超え50m ³ まで	97	85
		50m ³ を超え100m ³ まで	132	115
		100m ³ を超え300m ³ まで	158	138
		300m ³ を超え1000m ³ まで	192	168
		1000m ³ を超え8000m ³ まで	201	176
公衆浴場業汚水	従量(1立方メートルにつき)	8000m ³ を超えるもの	210	183
		1m ³ につき	18	18

上記料金は消費税込みの額となっています。
お問い合わせ 都市施設管理センター 下水道管理室 ☎951-3240

平成16年5月から 水道料金(口径20ミリ)が変わります

那覇市給水条例の改正により、口径13ミリと20ミリの水道料金が統合され、それに伴い20ミリ口径の基本料金が値下げとなります。(料金改定は口径20ミリをお使いの方が対象です)

改定前 1,260円
平成16年5月分(7月請求分)より 945円
315円の値下げ

従量料金(使った水量に対する料金)は変更ありません。上記の金額は消費税込みの額となっています。下水道料金は含まれていません。

お問い合わせ
水道局料金課 ☎832-4178・4179